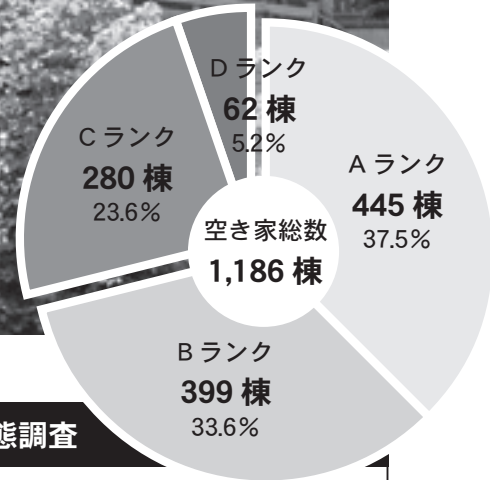




空き家が増加しています

STOP! 空き家

問合せ／都市整備課空き家対策担当 ☎ 22-5111



近年、人口減少、少子高齢化、核家族化などを原因として、空き家の数が増加しています。この中には、適正に管理されず、周辺へ悪影響を及ぼす空き家も生じています。平成45年（2033年）には、全国で約3軒に1軒が空き家になるという予測もあり、問題は一層深刻化することが懸念されます。

適正に管理されていない空き家は、老朽化や雪害による倒壊などで、周囲に被害を与える以外にも、防火、防犯、防災、衛生、景観など様々な

空き家の実態調査

【老朽度、危険度による分類（ランク）】

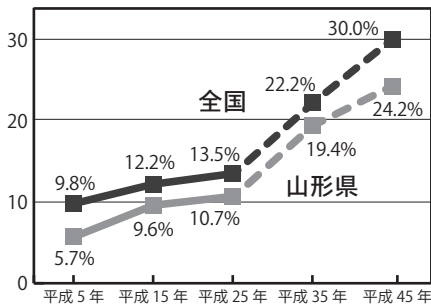
- A：そのまま再利用可能又は小規模修繕で利用可能
- B：軽度の損傷が見られる
- C：損傷が激しい又は老朽化が著しい
- D：激しい損傷などのため、措置の緊急性が高い

【実態調査の結果】

本市では、昨年、市で把握している既存の情報と地区委員からの情報により把握した空き家について、目視による外観の調査を実施しました。その調査結果により、老朽度及び周辺への影響などによる危険度を総合的に判断し、分類分けを行いました。

その結果、本市の空き家の数は、1,186件となり、平成24年の実態調査による899件から287件増加（約1.3倍）しています。また、調査の結果を見ると、市内全域において空き家が存在していることが分かりました。なお、C・Dランクの管理不全空き家数が342件（空き家全体の28.8%）であり、非常に多くの危険な空き家が存在するため、早急な対策が必要です。

空き家率の推移と推計



【出典】住宅・土地統計調査、民間シンクタンクによる空き家率の予測

点において、住民の生活に深刻な影響を及ぼします。今回は、本市の空き家の状況や、市が取り組む空き家対策などを紹介します。

空き家を適正に管理することは、所有者の責任です

建物の破損

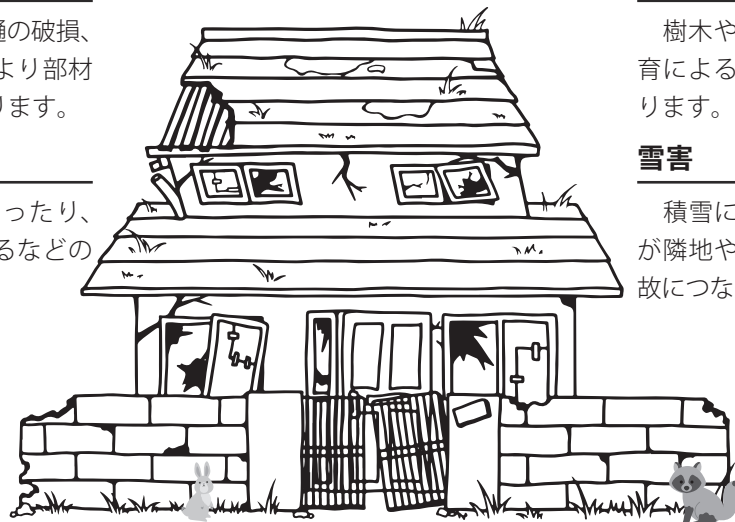
屋根材のはがれ、雨樋の破損、窓ガラスの割れなどにより部材が飛散するおそれがあります。

動物のすみか

動物の生息場所となったり、ハチの巣ができたりするなどのおそれがあります。

放火の危険

放火などによって、火災や延焼のおそれがあります。



樹木や雑草の繁茂

樹木や雑草の繁茂、庭木の生育による越境などのおそれがあります。

雪害

積雪によって倒壊したり雪庇が隣地や道路に落下したり、事故につながるおそれがあります。

不審者侵入

不審者侵入、ゴミの不法投棄などのおそれがあります。

事故が発生すると、所有者の責任として損害賠償を問われる可能性があります

空き家を放置したままだと、**特定空家等**に認定される可能性があります

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、自治体の調査によって「特定空家等」と判断されたものは、何かしらの措置の助言又は指導、勧告、命令、代執行の行政措置が行われます。「特定空家等」となる前に、適正に管理活用しましょう。相続が発生したら、早めに相続登記の手続きを行いましょう。

特定空家等とは？

- 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

空き家を相談しよう

空き家に関する相談をすることができる相談窓口です。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

<空き家相談会>

司法書士、行政書士、不動産関係団体などに相談できます。

■日時／8月19日(日)・12月9日(日)
9時～12時※要事前申込

■場所／アクティーマイ

■申込・問合せ／
都市整備課空き家対策担当

<米沢市空き家相談窓口>

■相談時間／平日8時30分～17時

■問合せ／
都市整備課空き家対策担当

<山形県宅地建物取引業協会>

■相談時間／水曜日を除く平日
10時～16時

■問合せ／米沢支部 ☎ 23-0001
(米沢市金池6丁目3-33)

<全日本不動産協会山形県本部>

■相談時間／毎日9時～18時

■問合せ／置賜相談所 ☎ 24-4155
(米沢市本町2丁目7-13)

空き家を活用しよう

利用しない空き家は劣化の進行も早く、改修費など費用が大きくなる場合があります。できるだけ早く利用することにより、建物を長持ちさせ、地域の賑わいの創出にもつながります。

<米沢市空き家利活用支援事業補助金>

■補助金額／空き家の購入に要する費用 20万円

①次のいずれかに該当する場合は、20万円加算

③本市の区域外に1年以上居住し、本市に転入しようとする人

⑥本市の区域外に1年以上居住し、平成29年4月1日以降に本市に転入した人

⑦平成23年3月11日に岩手県、宮城県又は福島県の東日本大震災の被災地に居住し、平成29年3月31日までに本市に転入した人

②本市の都市計画において定めた用途地域(工業専用地域を除く)にある空き家を購入する場合は、10万円加算

■受付期間／①9月3日(月)～21日(金) ②平成31年1月21日(月)～2月8日(金)

■問合せ／都市整備課空き家対策担当

<米沢市住宅リフォーム総合支援事業費補助金>(募集中)

■補助金額／対象工事を含む全体工事費の10%(限度額20万円)

※人口減少対策(三世帯・移住・近居・新婚・子育て世代)の場合20%(限度額30万円) ※上記空き家利活用支援補助金との併用可

■受付期間／12月28日(金)まで※予算がなくなり次第終了

■問合せ／都市整備課建築住宅担当

<商工業地域活性化支援事業費補助金 空き店舗活用事業>(募集中)

■補助金額／中心市街地の空き店舗を活用して事業を行う場合、経費の2分の1又は30万円のいずれか低い額

■問合せ／商工課商業振興担当



詳しい支援施策は、市ホームページや山形県住宅情報サイト「タテッカーナ」(<http://tatekkana.pref.yamagata.jp>)においても確認することができます。

支援体制を強化しています！

■空家等対策計画を策定

空き家などへの対策を総合的かつ計画的に実施することにより、市民などの安全安心で良好な生活環境を確保することを目的に、「米沢市空家等対策計画」を策定しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【対策の方針】

- ①発生予防
- ②適正な管理
- ③利活用対策
- ④管理不全空き家対策

【具体的な施策】

- ・「米沢市空き家相談窓口」の設置、相談会の開催
- ・空き家バンクの創設など

■各団体と協定を締結

「米沢市空家等対策計画」に関する施策を推進するため、各団体と協定を締結しています。法律・管理に関する相談について、紹介が可能です。

- ・山形県行政書士会
- ・山形県司法書士会
- ・公益社団法人米沢市シルバー人材センター